

新春特別セミナーを開催



講師：内田 俊宏氏

1月28日、津市で中京大学 経済研究所 研究員 内田 俊宏氏を講師に招き、「2015年日本経済及び東海経済の行方と中小企業経営について」をテーマに恒例の新春特別セミナーを開催しましたところ、当会会員組合・関係団体の代表者等約100名が出席しました。

内田氏は、「景気は、昨年3月前後をピークに後退局面に入ったが、今後は物価を上げずに賃金を上げるのではないかと予想しており、業種等によっては来年年初まで辛抱の年になる。

また、2012年11月が景気の底であると考えられ、成長分野の観光では、昨年一年間の訪日客が1,301万人であり、政府は2020年までに2,000万人達成を目標としている。

今後の訪日客は、個人のリピーターがほとんどを占めるようになり、自然・食事・ショッピング・温泉がそろっている当東海地域は、観光客のニーズに応えることができるので、高いニーズ

にうまく対応し、ものづくりだけでなく、観光にも力を入れていくことが重要である。」と述べました。

また、「次世代住宅、スマートハウス、スマートシティ、スマートコミュニティ、介護、介護支援ロボット等の分野においても、自動車や航空機産業の技術を転用してつくっていくことが重要であり、当地域においては、2027年にリニアの開業が控えているので、他の地域に比べると名駅前の再開発などにより東海地域の活性化に向けたリニア効果が進んでいくと思われる。

中部経済産業局等が予想する当地域の成長分野は自動車関連の次世代自動車について、ガソリン車以外にも様々な車種が混在する時代が10～20年続く。」と予測していることを説明し、「当地域には様々な成長戦略の芽があるので、これを2020年の東京オリンピックや2027年のリニア開業の時期に合わせ、当地域の製造業はもとより、グローバルな地域間の連携によるインバウンド観光客を増加させるなど、活性化させる必要がある。」と述べました。



ワンライン
NEWS

三重労働局より

ポータルサイト「確かめよう 労働条件」を開設しました！

厚生労働省は、平成26年11月23日に、労働条件や労務管理上の疑問点を確認するための情報を広く発信することを目的としたポータルサイト「確かめよう 労働条件」を開設しました。

このポータルサイトでは、労働時間や割増賃金等の労働条件や労務管理に関する情報をQ & Aなどで広く発信していきます。また、相談窓口の紹介も行っていきますのでご利用ください。

http://mie-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/topics/nwes2014/26120801.html

(検索キーワード：三重労働局 ポータルサイト)

平成27年 新春賀詞交歓会・三重県中小企業団体関係受章者合同祝賀会を開催!!



新春特別セミナー終了後には、新春賀詞交歓会・三重県中小企業団体関係受章者合同祝賀会を、当会会員組合・関係団体の代表者等約130名の出席の下開催しました。

祝賀会に出席された本年度の中央会関係受章者は次の方々です。(写真左側から50音順・敬称略)

赤塚 高之	一般社団法人三重県ビルメンテナンス協会	会長	旭日小 綏章
伊藤 紀夫	三重県柔道整復師協同組合	前理事長	旭日単 光章
中井 均	三重県建設業協同組合	前理事長	県民功労者表彰
西村 憲一	桑名鉄工協同組合	前理事長	県民功労者表彰



佐久間会長

式典では受章者の紹介の後、佐久間中央会会長より「今日は、業界の発展、地域の振興など、日ごろからのたゆまないご努力により、それぞれの『夢』を目指された4名の方々への祝福と、ご参加の皆様の新年のよき出発となるご交流、ご懇親を図っていただきますようお願いいたします。」とあいさつがあり、引き続き、

中部経済産業局 正木産業部長、三重県 石垣



向井副会長

副知事より祝辞がありました。

その後、昨年度の受章者を代表して、松阪木質バイオマス熱利用協同組合 辻理事長に

よる乾杯を皮切りに、平成26年に叙勲、県民功労者表彰を受けられた方々を囲んでお祝いし、歓談・交流を深め、向井中央会副会長より祝賀会のお礼を含めた中締めにより盛会裏に終了いたしました。



辻理事長

業種別研修会を開催

2月4日、四日市市で萬古陶磁器業界の組合の方々を対象に、「萬古陶磁器業界における課題解決のための戦略について～商品開発・人材養成・マーケティング～」をテーマに、MORE経営コンサルティング株式会社 代表取締役 日野眞明氏を講師に迎え、研修会を開催しました。

日野氏は、「長い歴史を持つ萬古焼の定義とは何かを今一度考えること。また、思い切って業界の非常識を取り入れることで、他の製品との差別化を図ることが必要である。」と説明しました。また、「ご飯を萬古焼で食べると一家団欒の雰囲気が出るといったストーリーづくりも大切であり、萬古焼のポジションを確立させれば、後世にも残っていく。業界を知らない人が分かりやすいよう萬古焼を1分間で紹介できるようにするとともに、ニュースレターやパンフレットの作成が有効である。」と述べました。

そして、「萬古焼には上質さがあながらも手軽に購入できる利点を備えている。商品の顔を見せることを意識して、販売する際はどこへどのように陳列されるのか、商品を作る時点で考えることが必要である。」と述べ、参加者は熱心に受講しました。



講師：日野眞明氏

「内定者のための事前研修」・ 「人材育成塾 in 三重テラス」を開催



事前研修

12月9日、「内定者のための事前研修」を三重県教育文化会館で開催しました。

講師の菅田芳恵氏(グットライフ設計塾 代表)から、内定者に対し、就職前の準備として学生と社会人との違いや働くことの意味、仕事に対するプロ意識、社会人としての心構えやビジネスシーンでの言葉遣い等いろいろな説明やアドバイスがありました。その後、学生自身が入社前にやっておきたいことをグループに分かれて意見交換し、それぞれのグループから発表がありました。

また、12月22日に、東京の三重テラスで人材育成塾を

開催しました。

塾長の浜田吉司氏(株式会社マスマ 代表取締役)からは、「一人前になるということ」をテーマに、人気商品である“おにぎりせんべい”の現在の状況や最近の新製品、個人の経歴、マスマグループの理念、経営、学生に知っておいて欲しいこと等について、話がありました。

最後には参加学生一人ひとりから感想や質問を受け付け、関東の大学の学生はなかなか体験できない地元三重県の企業経営者と直接の交流や今後の就職活動への意識付け等、貴重な体験ができました。



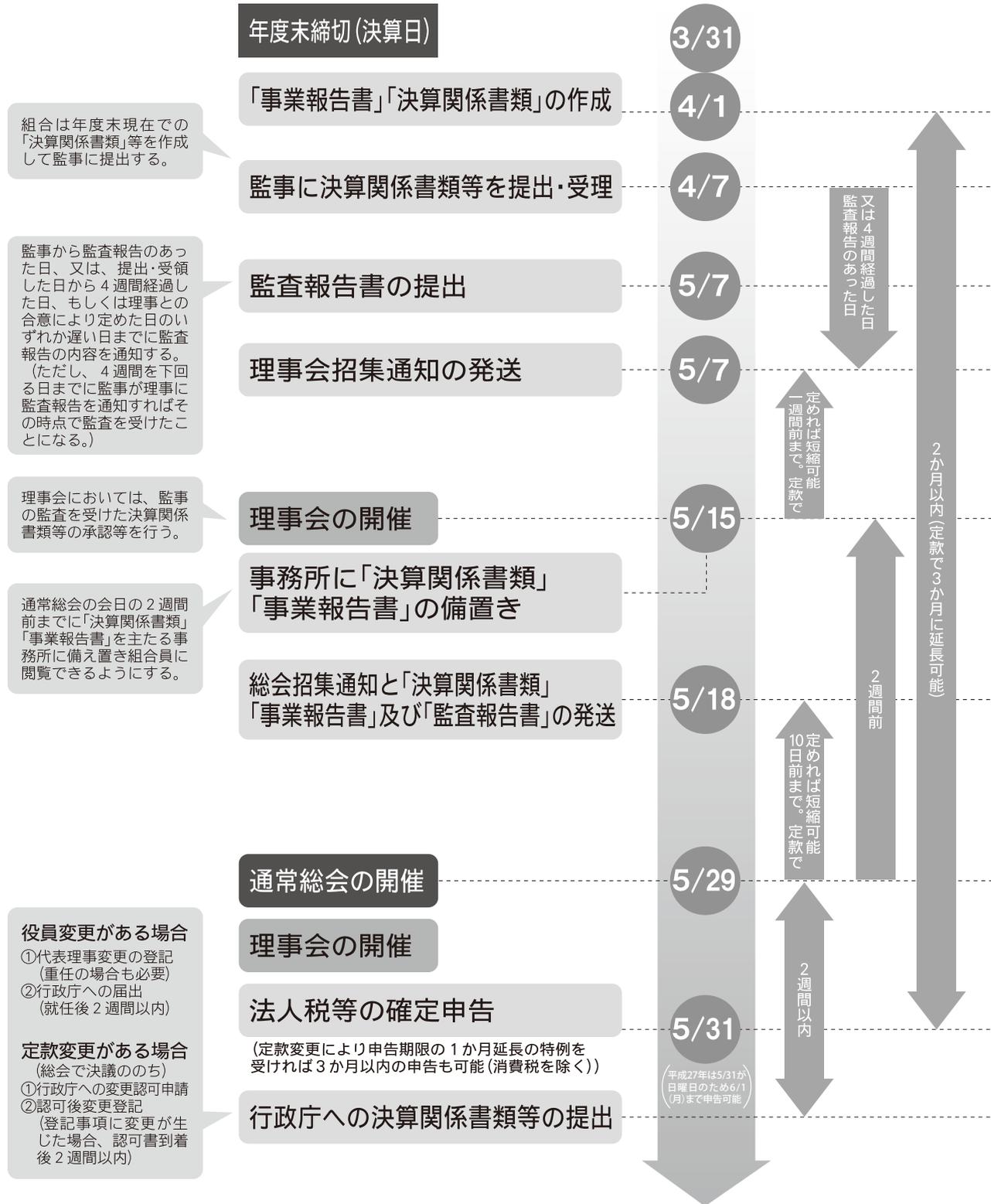
人材育成塾

1. 通常総会開催までの手順

多くの組合では3月に決算期を迎えられますので、組合年度末の事務手続について掲載します。参考にしてください。

詳しくは次ページの表をご覧ください。

決算日を3/31、理事会を5/15、通常総会を5/29と想定した場合



2. 年度末手続き上の20のポイント

(中小企業等協同組合法 以下「中協法」という)

No.	手続き項目 (想定日)	主なポイント
1	年度末締切(3/31) (試算表の作成、棚卸表の作成、精算表の作成、総勘定元帳の締切)	正確な財務諸表作成のため、必要な決算整理手続等を行う。
2	組合員名簿の作成(4/1)	組合員の移動状況を整理する。[中協法 第10条の2①]
3	事業報告書及び決算関係書類の作成(4/1) (事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案)	通常総会開催日の大体の見通しをたて、事業報告書及び決算関係書類を作成する。[中協法 第40条②]
4	理事から監事へ決算関係書類等を提出(4/7)	作成した決算関係書類等を監事へ提出する。[中協法 第40条⑥]
5	出資総口数及び払込済出資総額変更登記(4/28)	期中に変更が生じた場合、決算日(年度末)より4週間以内(4月28日まで)に行う。なお、変更があった都度登記(2週間以内)しても可。[中協法 第85条①②]
6	監事から理事へ監査報告書を提出(5/7)	監事は、①会計帳簿に記載すべき事項の記載漏れはないか、②各決算関係書類が法令及び定款に適合しているか、といった点に留意して会計監査を行い、監査報告書を理事に提出する。
7	理事会招集通知の発送(5/7)	理事会開催日から、1週間前(定款で短縮可)までに発送する。なお、理事全員の同意があれば招集手続きを省略しても可。[中協法 第36条の6⑥]
8	理事会開催(5/15)	監事からの監査報告書の受領後、事業報告書、決算関係書類、事業計画・収支予算案、通常総会の開催日時、場所、提出議案等の審議を行う。[中協法 第40条⑥ 第49条②]
9	決算関係書類等を事務所に備付閲覧(5/15)	通常総会開催日の2週間前までに組合の主たる事務所に備え付ける。組合員及び組合の債権者から閲覧又は謄写を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。[中協法 第40条⑩⑪]
10	通常総会招集通知の発送(5/18)	通常総会開催日から、中10日(定款で短縮可)以上あけて到達するように発送する。その際、議案内容や事業報告書、決算関係書類、監査報告書を添付する。[中協法 第40条⑦ 第49条①]
11	通常総会開催(5/29) (事業報告書及び決算関係書類の承認、事業計画・収支予算の決定、経費の賦課、借入金残高の最高限度額決定等)	事業年度終了後2か月以内(定款で3か月に延長可)に開催する。通常総会では、事業報告書及び決算関係書類、事業計画・収支予算案、役員改選、定款の変更など理事会で決めた提出議案について審議を行う。[中協法 第51条]
12	総会終了後の事務処理(5/30～) (議事録作成、剰余金処分・損失処理振替、持分計算・払戻、配当)	速やかに処理する。
13	理事会開催	通常総会で役員改選を行った場合、役付理事(理事長、副理事長、専務理事等)は理事会で選任する。[中協法 第36条の8]
14	代表理事変更登記	代表理事就任後、2週間以内に行う。[中協法 第85条①]
15	行政庁への決算関係書類提出	通常総会終了後2週間以内に、通常総会議事録を添えて提出する。[中協法 第105条の2①]
16	行政庁への役員変更届提出	役員の氏名又は住所に変更があった時は、2週間以内に理事会議事録を添えて提出する。[中協法 第35条の2]
17	法人税、法人県民税・法人市町村民税、事業税、消費税等の確定申告及び納税	事業年度終了後2か月以内に、通常総会で確定した決算に基づいて確定申告及び納税を行う。(申告期限の1か月延長の特例を受けることも可能(消費税は延長の措置が認められていない))
18	定款変更認可申請	定款変更を決議した場合、行政庁に対し速やかに定款変更認可申請書を提出する。なお、「事業」「脱退者の持分の払戻し」「役員の定数」等の変更を行う場合は、関連する条文や議案にも留意する。(事前に本会担当者にご相談ください。)[中協法 第51条②]
19	行政庁より定款変更認可書到達	定款変更した事項が、登記事項(名称・地区・事務所の所在地・公告方法・事業・出資一口の金額・出資払込みの方法)である場合は、認可書到達後2週間以内に登記が必要となる。なお、認可書は永久保存。
20	変更登記	登記事項に変更が生じた時は、その事由の発生の日(定款変更を伴う場合は、行政庁から定款変更許可書が到達した日)から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に変更登記を行わなければならない(出資の総口数及び払込済出資総額の変更を除く。)[中協法 第85条①]

※関係法令の改正により平成27年4月1日から認可行政庁が中部運輸局等国の機関から三重県に移管される組合があります。詳しくは、三重県雇用経済部サービス産業振興課(TEL 059-224-2534)、または中央会におたずねください。

商工中金との情報交換会を開催

1月8日、津市で、当中央会と商工中金との情報交換会を開催しました。

交換会では、商工中金の概要についての説明と、最近の主な取り組みとして、セーフティネット機能の活用や地域活性化支援プログラムの策定、補助金等施策情報の提供、企業間ビジネスマッチングの展開等を行っている旨の説明がありました。

また、当中央会からは、事業内容の説明と基本事業として行っている組合への巡回指導の内容や組合設立支援状況、会員組合や組合委員企業に対して施策等の情報提供を実施している旨の説明と、ものづくり補助金の地域事務局としての活動、地域中小企業の人材確保・定着支援事業の実施、消費税転嫁対策における相談・専門家派遣事業の展開等について説明を行いました。

その後、意見交換が行われ、中央会の情報提供支援については、商工中金にも配信し、更に連携を強めることとなりました。



中小機構中部より

新事業創出をサポートするインキュベーション施設 ～「クリエイション・コア名古屋」のご紹介～

中小機構では、全国で32のインキュベーション施設を運営しており、新たに起業しようとする方や、ベンチャー企業、新分野への展開を目指す地域企業に対し、事業スペースを提供しています。

中部地域では名古屋市内に2つのインキュベーション施設を運営管理していますが、今回は以下に「クリエイション・コア名古屋」の概要をご紹介します。

新事業創出に向けた新たな拠点として、是非ご活用ください。

「クリエイション・コア名古屋」

- 所在地
愛知県名古屋市守山区下志段味穴ヶ洞2266-22
- 施設概要
鉄骨造り2階建て、2棟
インキュベーションルーム全19室
(52㎡タイプ～256㎡タイプ)
- 特長
「なごやサイエンスパーク」内に立地し、近隣には公的研究機関や支援機関が充実。当該機関と連携した取り組みが可能です。



クリエイション・コア名古屋 全景

【お問合わせ先】中小機構中部 支援拠点サポート課 TEL 052-201-3009(直通)